

● 2014年第3回定例会・日本共産党提出

生産者米価暴落の対策を求める意見書

生産者米価が暴落し、稲作農家の経営は極めて深刻になっている。生産者米価の相場となる農協の「概算金」の価格は、本県の「あきたこまち」が1等米で60キロ7,800円と前年を2,200円下落し、「コシヒカリ」も9,000円と2,500円下がっている。

稲作農家が他産業並みの労賃を得て米作りをするには、平均で16,000円が必要というのが農水省の調査である。1万円を割る米価では、労賃はおろか物財費も出ない。しかも、今年から生産調整を達成した農家に支払われる米の直接支払交付金は半減され、米価変動補てん交付金も事実上廃止された。

暴落の背景には、JA全農や米卸売業者が13年産米の在庫を過剰に抱え、「投げ売り」する状況がある。国は輸入米を増やす環太平洋連携協定（TPP）を前提に、国の需給調整責任を放棄し、農家に「自己責任」を迫っている。2018年産からの生産調整の廃止方針も価格下落に追い打ちをかけている。

本県の米の生産は農業産出額の24%を占めており、米価暴落は生産者のみならず、地域経済にも甚大な影響を及ぼす。

よって、国においては、備蓄米の古米を飼料用に回し、過剰な13年産米を買い入れるなどの価格安定策を実施するとともに、生産調整の5年後の廃止方針を撤回し、米生産の需給と流通の安定供給に責任をもつよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。